

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書

横浜市向陽学園

(運営主体：横浜市)

神奈川県保土ヶ谷区新井町 580

【評価対象種別】

児童自立支援施設

【使用評価項目】

全社協版

(横浜市独自着眼点等追加)

●実施概要	P1
●総合評価	P2 ~ P4
●評価結果概要	P5 ~P22
●事業者コメント	P23

2014年3月

評価実施機関：合同会社 評価市民・ネクスト



【評価実施概要】

評価開始日	2013年11月25日
自己評価	2013年12月2日～2014年1月18日
訪問実地調査	2014年2月3日、2月6日
	<p>[第1日]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書類調査 ・事業者ヒアリング（園長・副園長・自立支援担当係長） ・観察調査（2つの寮に入って児童とともに夕食をとる等）
	<p>[第2日]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者ヒアリング（園長・副園長・自立支援担当係長） ・職員ヒアリング 対象者：寮長・寮母、児童自立支援専門員（家庭支援専門相談員含む）、 夜間児童支援員、看護師、調理担当者 ・利用者インタビュー（5名）
評価決定委員会開催日	2014年3月10日
事業所への報告書提出日	2014年3月25日

【施設の概要】

児童自立支援施設「横浜市向陽学園」は、横浜市が設置・運営を行う公立の児童福祉施設で、横浜市の政令指定都市化に伴い昭和 34 年に設立され、現在まで 50 年以上の歴史を持つ施設です。

児童自立支援施設は、児童福祉法第 44 条に基づく児童福祉施設の一つで、家庭環境や学校になじめない等の理由から、非行またはその恐れなど社会的不適応のある、小学生から 18 歳未満の児童を対象に、必要な学習や生活指導を実施して児童の自立を支援していくことを目的としています。また、家庭裁判所の審判による保護処分をはじめ、家庭内での虐待など入所経緯はさまざまですが、当該施設への入所はすべて児童相談所の措置決定に基づくものとなっています。全国で 58 施設と数少なく、外部のさまざまな刺激を避けるため地域社会との交流を一旦制限し、限られた生活範囲の中で規則正しい生活を送りながら、学業やスポーツ、作業を通じて社会的ルールを学ぶこと、子ども自身の意欲や耐性を高め自尊心の向上を図ることが、この施設の大きな特長です。

「横浜市向陽学園」は、相鉄線「西谷駅」からバスで 10 分程度、住宅街に隣接し付近は木立や畑もある自然豊かな環境に立地しています。入所児童は男子のみが対象で、現在は小学校高学年から 18 歳未満までの児童 24 名ほどが在籍し、施設内にある 4 つの寮で生活しています。また、開設時から「夫婦小舎制」を採用し、各々の寮に寮長・寮母が住み込みで生活を共にする家庭的な環境で支援を行っています。

施設の敷地の中には、グラウンドやプール、体育館（講堂）があり、子どもたちは野球や水泳、卓球などのスポーツに毎日取り組んでいるほか、野菜や草花の栽培など農作業も実施しています。また、施設内には小・中学校の分校も併設され、子ども一人ひとりの状況に合わせて学習できるようになっています。

施設では、支援職員と教職員が相互に連携しながら、さまざまな課題を持つ子どもたちと正面から向き合い、心身の健全な成長と自立に向けた支援に尽力しています。

特長・優れている点

【1】夫婦小舎制による家庭的な環境の提供と、子どもの存在を大切にした支援

向陽学園では、昭和 34 年の開設当初から「夫婦小舎制」を採用し、入所児童の支援を行っています。

夫婦小舎制は、施設内の各寮に寮長・寮母夫婦が住み込み、子どもたちとの暮らしを通じて支援を行う、児童自立支援施設に特有の支援形態です。夫婦小舎制は、寮長・寮母の役割を担う職員に対し、大きな負担を求めることにもなりますが、その反面、より家庭的で暖かい雰囲気を提供できることや、家族的な切れ目のないかわりを通じて子どもの安心感や家庭への帰属意識につながるといった効果が期待できることが、その大きな特長です。しかしながら近年では、週休 2 日制の導入など労働環境の変化に伴い徐々にその事例は減少し、この支援形態を有する児童自立支援施設は 2010 年 4 月現在で全体の 3 割程度となっています。

向陽学園では、4 寮すべてにおいて夫婦小舎制を導入し、各寮に寮長夫妻とその家族が入所児童と一緒に暮らしています。各寮では、一人ひとりの子どもを「かけがえのない家族の一員」として温かく迎え入れています。子どもたちは日々の振り返りとして「日記」を書いています。寮長自らその日記に毎日返事を書いて、子どもを優しく励ましなが、その成長を見守っています。さらに、「父・母の役割」の側面を持ちつつ、お互いを信頼しあう寮長夫妻の存在は、子どもたちが将来築くであろう「夫婦・家庭のあり方」のモデルにもなっています。

また、当施設では、「子どもの最善の利益のために」「よりよく生きること (well-being)」の実現に向け、子どもの生育歴や家庭環境、過去の経緯等を踏まえ、将来の目標や自立に向けた課題を職員間で共有し、子どもの最善の利益を守るべく奮励しています。このような取り組みは、児童福祉・社会的養護の要旨である「小舎による家庭的養護の実践」の具現化として、評価できると考えます。

【2】子ども一人ひとりの状況に合わせた「学校教育との連携」

当該施設では、平成 23 年 4 月より施設内に横浜市立新井小中学校の分校「桜坂分校」を併設し、施設敷地内で学校教育を受けられるようになっていきます。授業は子どもの学力や就学状況等に応じて、少人数または個別に学習指導を行い、子どもが学習意欲を持ち理解を深められるよう、柔軟に対応しています。

授業では学習指導を教職員が行うほか、必ず施設職員も同席し、子どもに変化があった場合には授業を離れて個別対応を実施するなど、子どもの状態に応じたケアを行っています。また、毎朝・夕に施設職員と教職員が一同に会して打ち合わせ・引き継ぎを実施し、子どもの夜間の様子や学校での状況等について情報交換をし、一日を通じての子どもの状態把握を行うとともに、タイムリーで一貫性のある支援を実践しています。加えて月 1 回定例の「合同連携会議」を開催し、子どもの進路や学習状況等についても意見交換を行っています。分校の併設により、教育と生活支援が分離されることで効果的な学習指導が実施され、子どもの学力や学習意欲の向上とともに、子どもが明るく活発になり、社会性獲得に至った事例なども報告されています。さらに、施設・学校での連携や個別対応等を通じて、子どもの精神的な安定が図られる効果も確認されています。

そのほか、小・中学本校の P T A の協力で地域清掃を実施したり、施設近隣の商店の支援を受けて職場体験を行っています。学校教育の取り組みを通じて子どもが進路選択や社会体験の機会を得られるようにするとともに、地域との交流や施設理解の促進、児童福祉の普及啓発につなげるなど、子どもを中心に施設・学校・地域が相互連携を図ることで、大きな相乗効果を生み出しています。

今後も期待される点

年長児童への継続的な支援と地域移行の円滑化に向けた取り組み

児童自立支援施設は、一定期間の支援を通じて子どもの心身の健全な成長と自立を促す「通過施設」としての機能を有することから、支援のひと区切りの目安として、中学卒業を機に施設を退所するケースが多くなっています。しかしながら当施設では、自宅復帰が困難で中学卒業後も退所できないケースや、社会適応に向けた支援の継続が必要な場合など、さまざまな事情から退所に至らない年長児童に対し、入所継続して支援を行う取り組みを実施しています。

当施設では、4 寮のうちの 1 個所を年長児寮として提供しており、現在も複数名の子どもが高校やサポート校（高校卒業程度の学習支援を行う教育機関）などに通いながら生活を送っています。子どもたちは、この寮での生活を通じて退所後の生活への移行に向けた準備を行っています。子どもの自主性を尊重し、必要時の外出はもとより、アルバイトも認めているほか、金銭管理に関する助言指導や生活上の問題に直面したときの対処方法など、退所後の社会生活への円滑な移行に向け、支援を行っています。

本来、施設内処遇が基本で、地域社会との交流を隔てた環境にある児童自立支援施設を退所し、短期間で社会適応を図ることには大きな負担があります。地域生活に円滑に適応するための場所として中間的機能を持つ年長児寮を提供し、実生活に近い環境で支援を行う取り組みは、今後もさらに必要性が高まることが予想されます。子どもの自立と円滑な社会適応の促進に向け、今後充実化を図る取り組みが期待されます。

課題となる点（さらなる取り組みが期待される点・改善が求められる点）

【1】施設の実情に合わせた業務手順の統一化と、組織的な検証・評価・改善の仕組み作りを

現在施設では、設置・運営主体である横浜市の規定に則り、法令を遵守した適正な施設運営に努めていますが、事故防止や子どものプライバシー保護に関するマニュアルは未策定となっているほか、感染症対策や苦情対応については、マニュアルはあるものの十分な活用がなされておらず、職員間で対応の統一化が図られていない場面も散見されています。また、職員倫理規定および服務規律、人事考課における期待水準、職員の研修計画等についても、横浜市職員の規定に従って周知・共有していますが、児童福祉の特性や施設支援の実情に即した内容となっていないことから、実際の支援場面でうまく機能しない場合や、対応に齟齬をきたす状況も散見されています。今後は、横浜市の規定をベースに、児童福祉の実情や施設支援の特性に応じたマニュアルの策定とともに、職員間で統一した対応手順の明確化を図るための取り組みが望まれます。

そのほか、業務手順や研修成果の見直しをはじめ、苦情やヒヤリハット事例の統計と分析、性加害・暴力などの重要課題に対する要因分析と改善策検討など、さまざまな場面で十分なアセスメントが行われていないために、対策や改善につながりにくい状況も散見されています。施設における課題を十分に把握し、組織全体で分析・検討して改善に生かす仕組みづくりが期待されます。

【2】心理面や障がいなど、子どもの課題対応に向けた、さらなる研修体制の充実化を

児童自立支援施設では、社会的不適応のある子どもに対し、必要な学習や生活指導を実施して児童の自立を支援していくことが目的ですが、近年の状況においては、非行などの問題に加え児童虐待や発達障がいなど、心理面の支援や医療対応を要する子どもの入所が増えつつあり、当施設においても大きな課題となっています。今後、子どもを取り巻くさまざまな課題に対応していくためには、精神科医療や心理的支援、障がいの理解など、さまざまな知識修得に向けた研修機会の確保が必要と思われます。また、学校教育との連動や子どもの退所後の進路選択をはじめ、さまざまな場面で子ども自身が適切な自己決定を行っていく上でも、子どもの特性や問題行動の背景を理解していくことは非常に重要です。今回の調査においても、複数の職員から研修内容の充実化を望む声が聞かれました。

さらなる子ども一人ひとりの自立の実現に向け、施設全体で教育・研修体制の充実化を図る取り組みが期待されます。

【3】安全面への配慮と子どもの生活状況に合わせた設備・環境の充実化を

子どもたちが生活する寮は、改築後30年以上が経過し、トイレや浴室、空調など生活にかかわる設備面で改善が必要な状態となっています。トイレや浴室は複数の児童が同時に利用できるよう作られていますが、性加害の問題など個別対応が必要な現状では使い勝手が悪く、支援場面の実情に適さない状況となっています。また、現在はリビングケアの一環として、子どもの「食事面の自立」の必要性を踏まえた調理プログラムの実施に取り組んでいますが、各寮の調理スペースは手狭で設備も乏しく、実施しにくい状態となっています。支援場面においても、子ども同士のトラブル等により個別対応を要する場合でも、居室が大部屋であるほか、子どもが一人になれる場所やクールダウンのための個別スペースは確保されていません。

そのほか、施設の調理棟については、壁面の損傷や排水設備、調理器具の不具合など、調理設備の改修については衛生管理の観点からも喫緊の課題となっています。子どもの安全を確保し、児童一人ひとりの健全な成長を支援するための環境整備に向け、早急な対応が望まれます。

評価結果概要

1 支援

(1) 支援の基本	第三者 評価結果
① 子どもを理解・尊重し、その思い・ニーズをくみ取りながら、子どもの発達段階や課題に考慮した上で、子どもと職員との信頼関係の構築を目指している。	b
② 子どものニーズをみたすことのできる日常的で良質なあたりまえの生活を営みつつ、職員がモデルとなることで、子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	b
③ 集団生活の安定性を確保しながら、施設全体が愛情と理解のある雰囲気に入れられ、子どもが愛され大切にされていると感じられるような家庭的・福祉的アプローチを行っている。	a
④ 発達段階に応じて食事、睡眠、排泄、服装、掃除等の基本的な生活習慣や生活技術が習得できるよう支援している。	a
⑤ 多くの生活体験を積む中で、子どもがその問題や事態の自主的な解決等を通して、子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を形成できるように支援している。	b
⑥ 子どもの行動上の問題を改善するために、自ら行った加害行為などと向き合う取組を通して自身の加害性・被害性の改善や被害者への責任を果たす人間性を形成できるように支援している。	b
<p>●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寮長・寮母を中心とした家庭的な雰囲気の中で、1寮あたり6～8人の児童が集団生活をする夫婦小舎制をとっています。生活の支援は寮長・寮母と寮担当の児童自立支援専門員があたり、行事やクラブ活動などの日中活動の支援は児童自立支援専門員があたっています。児童自立支援専門員は学校にも教員補助として入り、分校と連携し一貫した指導が行われるようにしています。 ・寮長・寮母は子どもが安心して生活を立て直せるよう、お父さんお母さん代わりとして生活場面の中で子ども一人ひとりと丁寧にかかわっています。日常のかかわりの中で、安心できる大人がいることを子どもが感じられるように働きかけ、子どもとの信頼関係を築いています。寮長・寮母は、毎週金曜日の振り返り面接で子どもと一緒に振り返りと目標設定を行い、子どもが自分自身で自分の問題に気づき解決できるように働きかけています。また、毎日の日記を通し、日々の振り返りを一緒に行っています。 ・寮長・寮母、児童自立支援専門員、家庭支援専門相談員、臨床心理士、看護師、分校の教師など各専門職が連携し、子どもの状況や課題を共有し、子ども一人ひとりの最善の利益のために連携して支援にあたっています。職員は常に子どもの大人モデルとなるように心がけ、安心して安全な生活を送れるように支援しています。 ・生徒会等はありませんが、クラブ活動や寮のミーティングで、生活日課や規律など「枠のある生活」の中でどのようにすれば心地良い共同生活を送れるかについて子どもが話し合い、ルールを決めています。 ・職員は、子どもができなかったことを指摘するだけでなく、できたことを丁寧に褒めたり励ましたりして子どものやる気を引き出し、子どもが少しずつ課題をクリアし、目標達成に向けて取り組めるよ 	

うに支援しています。

- ・寮ごとに規則正しい生活が送れるように丁寧に指導し、生活の立て直しを図っています。掃除、洗濯、食器洗い、配膳などの当番を通し、自立した生活に向けて生活習慣を身につけられる支援をしています。また、寮長・寮母は折に触れて社会的な話題を取り上げ、子どもが社会生活を営む上で必要な知識を得られるように働きかけています。
- ・寮ごとに創作活動や農作業、環境整備等の活動を行い、子どもがさまざまな経験を積むことができるようにしています。活動後は必ず振り返りを行い、子どもが課題を自分で解決できるように働きかけています。

(2) 食生活	第三者 評価結果
① 団らんのか場として和やかな雰囲気の中で、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、子どもの嗜好や栄養管理にも十分な配慮を行っている。	b
② 子どもの生活時間にあわせた食事時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。	b
③ 自立に向けた食育への支援を行っている。	b
(3) 衣生活	
① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供し、衣習慣を習得できるよう支援している。	b
(4) 住生活	
① 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	b
<p>●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食は横浜市のこども家庭課の栄養士が献立を作成し、委託業者が調理しています。子どもの喫食状況や意見は寮母が把握し、栄養士、寮母、委託業者が参加する月1回の給食会議で話し合い、献立に反映しています。また、年1回食事に関するアンケートを実施し子どもの意見・要望を聞いています。 ・体調が悪い子どもにはおかゆを提供する等、子どもの体調やアレルギーに配慮した食事を提供しています。 ・中学3年生に対しては、リーピングケアとして焼きそば、チャーハン、味噌汁、丼もの等の簡単な調理が一人のできるような食育を実施しています。 ・寮母のサポートのもと、当番の子どもが洗濯を行っています。また、自分でできる子どもはボタンつけや簡単な繕いものができるように、寮母が指導しています。 ・施設は築30年以上を経過し、多くの課題があります。トイレや浴室、空調設備などの老朽化に伴い、快適な居住環境の確保が難しいほか、調理棟の設備・備品の劣化から衛生管理上の支障も生じるなど、さまざまな問題点が確認されています。予算措置の問題もありますが、子どもの人権や健康・衛生面にかかわるものについては、早急な検討と改善が望まれます。 ・寮内の居住空間には、草花や観賞魚を置いたり、季節ごとの飾りつけや子どもが創作した作品などを置くなど、家庭的で居心地の良い空間になるよう工夫しています。テレビやDVDプレイヤーを設置したり、子どもの好みに合わせて本を棚に並べるなど、子どもがくつろげる空間作りに努めています。 	

- ・子どもと職員で寮内・外の清掃を行い、清潔に保たれています。また、簡単な補修やペンキ塗りを一緒に行うなど生活環境の整備を行っています。

(5) 健康と安全		第三者 評価結果
①	発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
②	医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	b
(6) 性に関する教育		
①	子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b

●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）

- ・全員が毎日入浴しています。プライバシーに配慮し一人ずつ入浴しています。一方で、浴室は大人数浴槽で、個別入浴や性加害等の問題から使い勝手が悪く、子ども一人ひとりがゆっくり入浴する時間を取ることができないことが大きな課題となっています。
- ・年2回の健康診断で子どもの健康状態を把握し、看護師が中心となって健康管理をしています。健康診断で課題が見つかった場合は必要な医療機関を受診しています。特別な配慮を要する子どもに関しては、こども医療センターと連携する体制が出来ています。
- ・医療機関からの情報をもとに服薬管理をしています。医師の指示に従い、施設の看護師が1週間分の薬を分け、寮で1週間分の薬を管理し、職員が確認しながら服薬を行っています。
- ・健康管理、衛生管理、感染症の対応等のマニュアルが作成されていなかったり、十分な活用がなされていない状況があります。集団生活における衛生管理・感染防止の観点から、各マニュアルの策定と職員間での共有化が望まれます。
- ・児童相談所から医師や保健師を招き、性教育のあり方について職員間で勉強会を重ね、どのようなプログラムで行うか検討しています。昨年は、外部講師による講話を行いました。性教育のあり方は毎年の課題となっています。

(7) 行動上の問題に対する対応	第三者 評価結果
① 子どもが暴力、不適応行動、無断外出などの行動上の問題を行った場合には、関係のある子どもも含めて適切に対応している。	b
② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している。	b
③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性のある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	b
(8) 心理的ケア	
① 被虐待児など心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p>●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無断外泊や暴力行為などの逸脱行為を行った子どもに対しては、学校には行かずに個別日課を設定し個別対応しています。学校に行かない期間は、子どもの学習権を保障するために個別日課の中に学習時間を設け個別指導を行っています。 ・子どもの行動に関しては、朝・夕の打ち合わせで報告し全職員で共有しています。ただし、逸脱行為への対応は寮ごとに行っており、施設全体としての暴力・不適応行動への対応を統一するまでには至っていません。また、子ども間の暴力やいじめ等に関しても、個々のケースに応じて個別に対応していることから、暴力防止プログラムや暴力・いじめに関する対応マニュアルを作成したり、施設として対応の統一化を図るまでには至っていません。 ・職員は子ども同士の間人間関係を見逃さないように努めるとともに、いじめや主従関係の存在を見つけたときには常に守る体制を見せることで、子どもが言いやすい環境を作るようにしています。子ども同士のトラブルの場面では、双方の言い分を聞いて気持ちの整理をし、加害者に対しては個別日課で指導しています。また、力関係が上の子どもにあおられて動く子どもに対しても個別に指導し、子ども同士の関係修復を図っています。 ・週4回、嘱託の臨床心理士を配置し、入園時に5週間続けて心理面接を行いアセスメントを実施した上で心理支援計画を作成しています。また、月1回は個別に心理面接を行っています。子どもなりの考えや意見を尊重し、子どもの話に耳を傾けることを大切にしています。 ・児童相談所の心理職とは、定期的な会議で話しあったり、電話連絡したりし連携しています。 ・精神科の医師が参加する月1回のケースカンファレンスでは、個々のケースについて話し合っています。また、こども医療センターの小児精神科に通院している子どもも多く、日常生活上のアドバイスを受けるなどしています。 ・性加害や障がいなど心理的ケアを必要とする児童が増加していて、臨床心理士1人では十分な対応ができないことを施設の課題と捉えています。 	

(9) 主体性、自律性を尊重した日常生活		第三者 評価結果
①	日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの課題として主体的に考えるよう支援している。	b
②	子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念や生活技術が身につくよう支援している。	b

●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）

- 生徒会など自主的に活動する場はありませんが、自由時間の過ごし方は子どもの希望を聞いて決めています。一日の流れが決まっているため、個人的な趣味活動のための時間設定はありませんが、食後の休憩や週末の作業後等には、キャッチボールや卓球、将棋をしたり、本や音楽、テレビなど、好きなことをして過ごせるようになっています。
- 毎月の生活訓練費は職員が管理しています。月1回の寮ごとの買い物訓練で子どもたちは自分の欲しい物を買ひ、小遣帳を付けています。子どもたちは、欲しい物を買うためにお金を貯めるなどの経済観念を学んでいます。
- 中卒者用の寮では自立に向けての訓練として、アルバイトをして旅立ちの資金を用意するための貯金をするなど、職員からお金の使い方の指導を受けています。

(10) 学習支援、進路支援、作業支援等		第三者 評価結果
①	学習環境の整備を行い、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	a
②	「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
③	作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して、豊かな人間性や職業観の育成に取り組んでいる。	b
④	施設と学校との親密な連携のもとに子どもに対して学校教育を保障している。	a
⑤	スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を図るとともに、忍耐力、責任感、協調性、達成感などを養うように支援している。	b

●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）

- 3年前の公教育の導入により、子どもたちは施設内にある分校で、習熟度別に学力に合った教育を受けることができます。授業には児童自立支援専門員も入り、教員と連携し教育にあたっています。結果として、子どもたちの学習意欲が向上するなどの成果が出ています。
- 毎朝、毎夕には教員と職員が打ち合わせを行い、寮と学校での出来事を丁寧に引き継ぎ、子どもの様子を情報共有して一環した指導ができるようにしています。
- 漢字検定、英語検定を受ける機会を設けています。
- 進路選択にあたっては、分校と連携し、本人の意向を最優先に、保護者や児童相談所の意見も踏まえ、中学3年生の9月の秋の交流会で保護者も交えて進路面談を行い、進路を決定しています。また、奨学金等の金銭面の情報提供や、退園後の入学式前に状況を確認する等の支援も行っています。
- 土日には、寮ごとに清掃や草刈り、畑仕事等の作業を行っています。土日の日課は寮ごとに決めています。
- 施設としての職業体験のプログラムはありませんが、分校の授業の一環として、地域の商店での職業

体験を実施しており、地域住民との交流の機会にもなっています。

- ・職員室では、児童自立支援専門員と教員は交互に席を配置し、日常的にコミュニケーションをとって、協力関係が構築されています。
- ・全員が水泳、野球、卓球、マラソン部の4つのクラブに入っていて、季節や時期によって活動しています。苦手な子どもに対しては、強制するのではなく、励ましながら丁寧に取り組み、スポーツをする楽しさを伝えています。文化系のクラブはありませんが、文化的活動として寮ごとに製作活動を行うなど、集中力を養うための取り組みを実施しています。また、関東地区児童自立支援施設の文化祭では、集団による組体操や和太鼓の発表を行いました。

(11) 継続性とアフターケア	第三者 評価結果
① 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。	b
② 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。	b
③ 子どもが安定した社会生活や家庭生活を送ることができるよう、通信、訪問、通所などにより、退所後の支援を行っている。	b
<p>●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退所にあたっては、児童相談所と連携しケース会議を開催し、退所の時期や退所後の生活について協議しています。場合によっては、進学先の学校の教員が参加することもあります。 ・中卒児童対象の寮があり、社会的自立を目指した、生活全般の支援・相談を行っています。日中は高校等へ通学しています。進学や就労のため、卒業後の生活準備のための支援も実施しています。 ・退所にあたっての支援は寮ごとに行っているため、施設として統一的な手順等は策定していません。すべての子どもが安心して退所し、自立した生活を送ることができるよう、今後の取り組みが期待されます。 ・退所後は家庭訪問を行い、状況を確認しています。また、退所後1年間は児童相談所と連携し、定期的にアフターケアを実施しています。 ・家庭引き取りにあたっては、週末を利用して一時帰宅訓練を実施する等、退所後の生活がスムーズに始められるための支援をしています。帰宅の際には、帰省日誌を用い目標設定と振り返りを行っています。 ・退所後の支援は寮中心に実施しています。寮長・寮母は退所した子どもの話を聞いたり、相談にのるなどして親戚のような関係を築いています。ただし、施設としての統一したシステム等は設けていません。 	

(12) 継続性とアフターケア	第三者 評価結果
① 地域の子どもの通所による支援を行っている。	
<p>●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の子どもの通所による支援は実施していません。 	

2 家族への支援

(1) 家族とのつながり	第三者 評価結果
① 児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。	b
② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。	b
(2) 家族に対する支援	
① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	c
<p>●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤の家庭支援専門相談員を配置し、児童相談所と連携して子ども・家族の関係の調整を行っています。生活ルール、約束事を決めて家族へつなぎ、家庭訪問や面談を行うなど、円滑な家庭復帰が可能となるよう努めています。 ・子どもの日ごろの様子や生活面に関する報告事項、必要な物品など、家族との連絡は寮長・寮母が行い、良好な親子関係の維持・継続に配慮して対応しています。 ・年2回の親子の交流会を開催しています。また、一般帰宅訓練として年4回の帰宅期間を設けています。帰宅の際は帰省日誌を用い、目標設定と振り返りを行っています。帰省日誌には家族からのコメント欄もあり、目標を共有しています。配慮の必要な子どもに対しては、児童相談所や家族も参加して帰宅前のカンファレンスを実施しています。 ・家族との窓口は児童相談所が、子どもの支援は施設が担当し、親子関係の再構築に向けての支援を連携して行っています。なお、外泊時の家族へのアドバイス等は実施していますが、家族支援のためのマニュアルを作成するなど、積極的な支援を実施するまでには至っていません。 	

3 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定	第三者 評価結果
① 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。	c
② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	b
③ 自立支援計画について、定期的な実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。	c
(2) 子どもの支援に関する適切な記録	
① 子ども一人一人の支援の実施状況を適切に記録している。	b
② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	b
③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。	b
<p>●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの状況に関するアセスメントは、それぞれの職種が個人的に実施していますが、統一した記録様式はなく、組織的かつ総合的なアセスメントには至っていません。なお、現在学園としてのアセスメントのフォームを、試案として作成しています。 学園への入所児について、児童相談所が「児童記録票」を作成しているほか、入所予定の子ども自身が自分の考える課題と学園での取り組みについて文書を作成し、これらに基づいて担当寮長が自立支援計画を作成しています。担当寮長は子どもに自立支援計画を説明し、目標等を確認しています。 施設として、自立支援計画に関する定期的な実施状況の振り返りや評価・計画の見直しを行う手順は定められていません。また、見直し・評価の基準は各職員に任されており、組織的な取り組みは行われていません。 個人ファイルに、経過記録その他その児童に関する支援の記録をファイルしています。しかし、経過記録等の記述の仕方は各職員に任されているほか、自立支援計画の変更等への関連性は明確になっていません。 情報の開示や保護、守秘義務については横浜市の規定（横浜市職員サービス規定）に基づいて管理を行っています。子どもの個人情報に関する書類は事務室や寮の公務室に保管しています。 職種別の情報共有の場として、支援員会議、寮母会議を実施しているほか、部門横断での情報共有の場として、寮担当会議、給食会議、合同連絡会議（学校と学園）、職員会議等を開催しています。開催頻度はそれぞれ月1回となっているほか、平日の朝夕には施設と学校との連絡会議を実施して、相互の情報共有を図っています。 実際の生活においては、学校生活と寮生活の双方に児童自立支援専門員がまたがって支援していることから、生活支援と学校教育とで一貫した支援が行われるよう工夫しています。しかし、多職種で複雑な勤務体制もあり、連絡もれの防止など、確実な情報伝達に向けたさらなる工夫が望まれます。 	

4 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者 評価結果
① 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。	a
② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
③ 子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	b
④ 特別プログラムなど子どもの行動などの制限については、子どもの安全の確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合にのみ、適切に実施している。	b
⑤ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	b
⑥ 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	a
(2) 子どもの意向や主体性への配慮	
① 子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、支援内容の改善に向けた取組を行っている。	b
① 子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善や自立する力の伸長に向けて積極的に取り組んでいる。	b
② 施設が行う支援について事前に説明し、子どもが主体的に選択（自己決定）できるよう支援している。	b
<p>●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもを尊重した支援の実施については、施設の理念や基本方針に明示しており、職員に周知しています。 各職員は子どもの最善の利益を目指し、子どもの意思を尊重するとともに、生活日課や規律など、自立に向けて必要な「枠のある生活」づくりに取り組んでいます。 寮生活を中心として、職員は子どもに寄り添い、子どもが施設が安心・安全な場所であることを感じて心を開くとともに、自分の課題に向き合い解決できるような支援に努めています。 子ども自身の出生、生い立ち、家族の状況等については、子どもの成長に合わせ、必要に応じて知らせていますが、各寮によって実施状況にばらつきが生じているほか、一人ひとりの成長の記録等を整理するまでには至っていません。 特別プログラムは、寮の判断を中心に、寮会議や学校・施設職員による連携会議等で検討を行っています。また、必要に応じて児童相談所とも連携するなど、慎重に検討し実施しています。なお、プログラムの実施にあたっては、施設の計画に基づき組織的に取り組むこととしていますが、実施後の振り返りや検討を行う仕組みの構築は今後の課題となっています。 子どもの居室への立ち入りや手紙の取り扱いなど、子どものプライバシーが守られることが学園のしおりに明記されています。しかし、子どものプライバシー保護に関する規定やマニュアルは整備されていません。 	

- ・子ども・保護者の思想や信教の自由を保障しています。
- ・寮ごとに子どもが書いた日記に寮長がコメントを記述しているほか、個別の課題に対する振り返り面接を毎週末に実施しています。また、就寝前には全体ミーティングも実施しています。そのほか、日常会話や子ども同士のやりとりから起こるトラブルをはじめ、集団生活で起こるさまざまな出来事に対しても丁寧にかかわることとし、その都度子どもと一緒に振り返りを行いながら、子どもの意向や考え方について理解・把握を行っています。
- ・子どもの意向や考え方に改善すべき課題が見られた場合は、個別に話し合いを行い解決に努めていますが、検討会議に子どもが参画するというやり方はとっていません。また、定期的な意向調査は実施していません。
- ・一定の枠内での生活を通じて、子どもの自主性、責任感等を育み目標の実現に向かうよう支援していますが、子どもが自ら生活全般の問題や課題について主体的に検討したり、改善に向けた取り組みを行う状況には至っていません。
- ・入所にあたっては、寮長・寮母が寮の生活について詳しく説明を行い、子どもが了解した上で自身の課題と取り組みを書くこととしています。また、子どもが自ら課題に向き合いながら寮生活を送ることができるよう、支援しています。
- ・平成23年より施設内に分校を併設し、公教育を実現させています。また、教職員と学園の児童自立支援専門員が連携して教育にあたるとともに、学校と寮との情報共有を密にして支援を行っています。入所前は学校や勉強が苦手だった子どもでも、意識が変化し意欲的に学習に取り組むケースも増えています。
- ・施設での生活においては、子どもの成長に合わせて自己決定を支援しており、卒業後の進路等についても必要な情報を提供しながら、子ども自身が選択・決定できるよう支援しています。しかし、子ども自身の課題や経済的な問題にぶつかることも多く、限られた選択肢の中での自己決定を余儀なくされているという厳しい現状があります。

(3) 入所時の説明等	第三者 評価結果
① 子どもや保護者等に対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。	b
② 入所時に、施設で定めた様式に基づき支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
(4) 権利についての説明	
① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境	
① 子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。	b
② 苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	b
③ 子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	b

(6) 被措置児童等虐待対応

①	いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
②	子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
③	被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している	b

(7) 他者の尊重

①	様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	b
---	---	---

●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）

- ・見学者や入所が想定される子ども・保護者向けに「学園のしおり」を作成し、配布しています。字を見やすく大きくするとともに、振り仮名をつけ平易な文章で分かりやすさに配慮しているほか、イラストを入れる等の工夫も行っています。なお、施設独自のホームページは開設していません。
- ・入所時には、「学園のしおり」に基づいて施設生活に関する説明を行っているほか、日課や規則など生活に一定の制約があることについても説明し、理解を促しています。また、入所後1～2日は寮生活への適応を優先し、学校へは行かず寮内で過ごすようにしているほか、担任の教員が寮を訪問し、学校のオリエンテーションを行うなど、子どもが円滑に寮生活に適応できるよう配慮しています。この期間に寮長・寮母と密に触れ合い、落ち着いて学園生活を始められるようにしています。
- ・施設生活の中で守られる権利として、暴力や体罰から守られること、個人の秘密は守られることなど、「学園のしおり」に基づき、子どもの理解力に合わせて分かりやすく説明しています。ただし、定期的な勉強会等の開催は行なっていません。
- ・職員は子どもの声に耳を傾け、子どもとの信頼関係づくりに取り組んでいます。また、「学園のしおり」に複数の相談先、相談方法を明示しています。しかし、子どもが意見を出しやすい環境作りを積極的に行うまでには至っていません。
- ・苦情解決の体制を整えていますが、苦情への検討内容・対応策等の公表はしていません。
- ・苦情・要望対応マニュアルは横浜市のものに準拠して策定されていますが、十分な活用はなされていません。
- ・体罰の禁止に関しては全職員が周知し、その事態が起こらないように日ごろから話し合っています。特に、子どもがパニックを起こした際の、体罰や虐待にあたらぬ安全確保の方法や、子どもがパニックを起こさないようなかかわり方等についても、職員間で検討を重ねています。
- ・施設として、子どもに対する不適切なかかわりの防止に向けた説明と周知を行い、全職員が認識して業務に臨んでいるほか、子ども間の不適切な関係性や暴力、脅かし、性加害等の発生防止に努めています。子どもからのサインを注意して読みとること、迅速に対応することを共通の取り組みとして努力しているほか、子どもに身の守り方を教える教育等も実施しています。しかし、それらの取り組みは各寮に任せられることとなっており、施設として課題対応プログラムを策定するまでには至っていません。
- ・被措置児童等虐待の届出・通告に関して児童相談所との連携体制ができていますが、マニュアルは策定されていません。また、職員研修の開催や子どもへの説明、資料配付等の取り組みは実施していません。

- ・寮生活において発生するさまざまなトラブルを通じて、寮長・寮母が子どもたちと共に話し合い、考える経験を重ねることにより、子ども同士がお互いを尊重し、共生の意識を育むことができるよう支援しています。
- ・休日には寮単位で農作業を行うなど、活動プログラムを通じて協働体験が得られるよう指導を行っています。

5 事故防止と安全対策

	第三者 評価結果
① 事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	b
② 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	b
③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	b
<p>●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保に関する担当は管理職クラス職員で、会議では安全対策等についても話し合っていますが、その記録は残していません。また、リスクの種類別に責任と役割を明確にした管理体制やマニュアルの整備には至っていません。 ・災害時の対応体制を整備しています。建物・設備の安全対策については、東日本大震災の発生以降、居住スペースに突っ張り棒を設置するなど災害対策を実施しましたが、施設の老朽化もあり今後の課題となっています。 ・防災計画書に従って月に1回防災訓練を実施し、不審者侵入時の対応体制も構築しています。また、薬品・刃物等の取り扱いや危険物の収納管理にも組織的に取り組んでいます。しかし、安全管理に向けた情報収集や要因分析、対策の検討は十分には実施されていません。 	

6 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関等の連携	第三者 評価結果
① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	b
② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	b
(2) 地域との交流	
① 子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	b
② 施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	b
③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	b
(3) 地域支援	
① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	b
② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	b
<p>●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所をはじめ、横浜市内各区の福祉保健センターや児童福祉関連施設、医療機関、家庭裁判所等と連携し、子どものケースカンファレンスや定例の連絡会議等を随時実施しています。また、地元保土ケ谷区の民生委員・児童委員や自治会・町内会、職業体験の受け入れ先である地域の商店等とも連携・交流を行っています。関係機関との連絡調整は、担当係長や家庭支援専門相談員が対応し、円滑な連携確保に努めています。 ボランティアは、子どもの精神的成長やマナーの修得などに鑑み、東京都や神奈川県内のBBS会による更生保護ボランティアや、茶道ボランティアを受け入れています。 子どもの自律更生に鑑み、地域社会との交流は一定の制約を設けていますが、施設の協力者である民生委員・児童委員や小中学校PTA、近隣商店主に対しては施設併設の学校だよりを送付したり、施設行事に招待するなどして地域交流を図っています。また、児童への影響に配慮し、施設機能の開放は行わないこととしていますが、平成25年度より、保土ケ谷区と災害時特別避難場所の協定を締結し、災害発生時の避難場所として施設を提供する予定となっています。 県内の児童福祉施設や児童相談所、教育委員会等の関係機関との会合や連携会議を通じて、児童自立支援施設および児童福祉全般のニーズ把握に努めています。また、地域の民生委員・児童委員との意見交換を実施したり、地域の要保護児童対策協議会にも定期参加を行うなど、地域の福祉ニーズの把握にも努力しています。なお、地域交流に一定の制約を設けていることから、地域住民を対象とした相談事業は実施していません。 	

7 職員の資質向上

	第三者 評価結果
① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	b
② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	b
③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	c
④ スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。	b

●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）

- ・「平成 25 年度 向陽学園の運営について」を策定し、組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢を明示しています。なお、より明確な支援方針と認識の共有化に向け、現在新たな方針の策定に取り組んでいます。
- ・横浜市職員として段階的な研修計画があり、その他学園として新入職員に 2 日間の研修を実施しています。施設外の研修は、資質向上を目指したさまざまな専門的な研修に主に職員の専門別、就業年数別に、必要なものを受講しています。しかし、施設としての職員一人ひとりに関する研修計画の策定は今後の課題となっています。
- ・研修終了後の報告レポート作成は任意であり、職員によっては報告レポートを作成し会議で共有する場合もあります。しかし、個別の教育・研修計画を作成していないため、その評価・見直しまでは至っていません。
- ・施設長をはじめさまざまな管理職や専門職より、随時相談や助言などのスーパービジョンを受けられるようにしているほか、職員が相互に緊密な情報交換を実施して協働する体制があります。また、外部の専門家として精神科医や臨床心理士、児童相談所の医師・保健師等からも適宜スーパービジョンを受けることができるようになっています。

8 施設の運営

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知	第三者 評価結果
① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	b
② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	b
③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c
④ 運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c
(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定	
① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	b
② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	c
③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	c
④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c
⑤ 事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c
<p>●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度の運営指針を策定し、理念として「子どもの基本的人権の保障」と「児童の心身の健全な成長と自立」を掲げ、児童自立支援施設としての支援方針と実現に向けた具体的取り組みについて文書化し、全職員に配付していますが、明確な理念・方針の策定や職員への周知と認識共有化は今後の課題となっています。また、施設パンフレットに理念や方針の記載はなく、子ども・家族への説明も行われていません。 中・長期計画書は策定されていませんが、施設の中長期的な事業運営のあり方として、「向陽学園機能強化検討会」が発足しており、園長・副園長をはじめ横浜市こども青少年局の児童福祉部門担当が参加して定期的な検討を行っています。現在、老朽化に伴う設備改修や、性加害や発達障がいなど子どもの課題対応に向けた支援機能の強化などについて検討を重ねています。 年度ごとに施設の運営指針を策定し、基本理念と支援方針、取り組み内容等を明示し、年度の実施計画として職員へ配付し説明を行っています。前年度の事業実施状況や中長期計画の達成状況等を踏まえた年度の事業計画書は策定されていません。また、運営指針の実施状況について十分な見直しは行われておらず、事業実施の連続性や継続性はやや乏しい状況となっています。 	

(3) 施設長の責任とリーダーシップ	第三者 評価結果
① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	b
② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	b
③ 施設長は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	b
④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	b
(4) 経営状況の把握	
① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	b
② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	b
③ 外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	c
<p>●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設長は、施設内の支援現場の状況を随時聴取し情報収集に努めるほか、職員間で意見交換しやすい環境づくりを行うなど、施設全体の支援の質向上に努めています。また、児童福祉に関する法制度や児童の権利擁護等についても説明を随時実施するほか、施設の社会的意義や対人支援における客観的視点の重要性についても説明し、個々の職員の資質向上に尽力しています。また、外部研修や児童相談所等関係機関との連絡会議等への参加を通じて、情報収集と実務への反映に努力しています。なお、経営改善や業務効率化に向け、超過勤務の軽減など労働環境の整備・改善に努めていますが、子どもの問題への対応の困難さから、業務効率化や顕著な改善には至らないことも多い状況となっています。 施設の運営状況は、毎月統計を取り入所稼働率の分析を行うほか、子どもの推移・傾向等についても確認しています。また、事務費や人件費等のコスト分析を実施して適宜事業運営に反映しています。 公立施設という特性もあり、横浜市による施設監査は行われているものの、外部の専門家（会計士など）による監査が定期的に行われるまでには至っていません。また、給食調理棟の建て直しが指摘されているものの、予算措置等の兼ね合いから改善が実施されていない状況となっており、早急な対応が望まれます。 	

(5) 人事管理の体制整備	第三者 評価結果
① 施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	b
② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。	b
③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。	b
④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。	b
(6) 実習生の受入れ	
① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。	b
<p>●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設職員の配置基準を遵守するとともに、必要性に応じて人員配分をし円滑な業務遂行がなされるよう配慮しています。横浜市総務局の規定に基づき職員の人事考課を実施しており、職務経験に応じた評価基準を明確化しているほか、人事考課の手順や留意事項等についても明示し、適正な能力評価を実施する体制を整備しています。 職員の就業状況は、日々の業務引継ぎや寮ごとの報告等により確認し、随時状況把握を行うほか、必要に応じて個別面談を実施し、意向の聴取にも努めています。横浜市職員向けのメンタルヘルス相談窓口が設置され、臨床心理士や精神科医に相談できる体制を確保しています。子どもの支援においては担当制を敷かず複数職員で対応を実施するなどして、職員の抱え込み防止に努めているほか、分校の教職員とも毎朝・夕に業務引継ぎを実施して、情報共有と意思疎通に基づく一貫した対応に努めています。また、有志職員による登山クラブがあり、業務場面以外でのコミュニケーションの機会を設けるなど、職員の主体性尊重と職員間の連携強化に向けた取り組みも行っています。 保育士の現場実習を受け入れており、担当係長を実習担当者として配置し、連絡調整を実施しています。実習受け入れのマニュアルを準備し手順を統一化しているほか、守秘義務・個人情報保護の誓約書も取得しています。実習受け入れにあたっては、福祉人材の育成に加え、実習生との交流を通じ子どもの成長を促す機会として尊重する姿勢を持っています。 	

(7) 標準的な実施方法の確立	第三者 評価結果
① 支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。	b
② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを施設全体で実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。	b
(8) 評価と改善の取組	
① 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。	b
② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。	b

●評価の根拠（具体的な取り組み・工夫事例）

- ・「寮生活運営の指針」において、各寮の機能・特色と支援における基本的な指針を明文化するとともに、寮ごとの生活日課やルールを明示して職員間で情報共有と対応の統一化を図っています。また、性加害や虐待など対応に配慮が必要な子どもに対しては、個別の対応手順を書面化して統一した対応を実施しています。一方、施設共通の業務全般に関するマニュアルの策定はなされておらず、寮ごとの支援内容や特色の違いから対応に差異が生じる状況となっています。現在、支援内容の標準化に向け、施設全体で業務の見直しと共有化を図るための体制整備に取り組んでいます。また、子どもの支援に関する手順の変更・見直しは、支援場面の実情に応じ、職員会議等で検討して随時変更していますが、定期的な見直しは行われていません。
- ・昨年度から第三者評価の受審に向け施設内で自己評価を開始しており、今後も定期的に自己評価を行う予定となっています。全職員が自己評価に取り組み、職員会議を通じて意見集約を行うこととしていますが、結果分析や検討を行うまでには至っていません。また、改善課題の抽出は行われていますが、課題整理と改善に向けた検討は今後の課題となっています。

事業者コメント

平成 25 年度末の慌しい時期の受審ということで児童の卒園に向けてのまとめの時期と重なり、第三者評価受審に向けての準備など相当に欠けていた部分も多くあったように感じています。

非行傾向の進んだ児童よりも発達や行動特性に問題のある児童の方が圧倒的に多い現状における課題、また中卒児に関わるニーズなど、第三者から見てどの部分に施設運営の強み、あるいは弱みがあるのか等々、率直に受けとめる機会になりました。今回の受審では、施設運営の方向性や児童の支援に係るマニュアルの整備など施設を運営するに当たって、職員全員が同じ方向を向いて取り組んでいく必要性について複数回、指摘していただいています。またアセスメントや支援計画など児童の自立支援の根幹に関わる部分での指摘もありましたので、今後、指摘された部分について施設内部でも具体的に検討を進め、児童の自立支援に役立てていきたいと考えています。



-評価で次のステージへ-
since 2012

合同会社 評価市民・ネクスト

〒231-0003 横浜市中区北仲通 3-33 関内フューチャーセンター153

Tel: 050-3786-7048 Fax: 045-330-6048

URL: <http://www.hyouka-next.jp>